

今月の納税 市・県民税（1期）国民健康保険税（1期）納期限は6月30日(金)です



クリーン作戦

日時 6月4日(日)、午前8時から約1時間(雨天中止)

※当日天候がはっきりせず、実施が中止か分らない場合は、午前7時からテレフォンサービス(☎92-1111)で案内します。

- 清掃(集合)場所**
- ① 湛井合同堰(同広場)
 - ② 宝福寺(山門前駐車場)
 - ③ 備中国分寺(北側駐車場)
 - ④ 中央文化筋と市役所通り(市役所玄関前ほか)

その他 ① 軍手、ごみ袋などは準備しますが、清掃用具はできるだけ持参してください
② 指定した場所以外で集めたごみは、燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・資源ごみなどに分別し、当日の午前9時から正午までに吉備路クリーンセンターへ持参してください。無料で処理します

問い合わせ まちづくり支援室(☎92-8249)

指定ごみ袋販売所

指定ごみ袋販売所が増えました。追加の販売所は左の表のとおりです。

販売所名	住所	電話番号
ろわーどっと 混む	中央一丁目6-18	946333
ザグザグ総社中央店	中央四丁目21-103	902008
ポブラ総社国分寺店	井手789-1	948155
ザグザグ総社小寺店	小寺5	940354
セブンイレブン 総社小寺店	小寺668-1	948611
デイリーヤマザキ 総社三輪店	三輪674-6	946676
スーパー前田	窪木889-3	920363
デイリーヤマザキ 総社富原店	富原349-7	943477

指定ごみ袋販売所

問い合わせ 環境課ごみ対策係(☎92-8338)

生活用品交換銀行

ゆずります 額縁付き版画 色紙、各種婦人用冬服、マツトレス、水槽、トランシーバー、学習机、ベビーカー、一口ど(かまど)、2人掛けソファ、背広、チャイルドシート、自転車用幼児座席(前側)、洗面台、高校生用剣道具一式、座卓、本棚、応接イス、エレクトーン、ピアノ、シン

グルベッド用マット、エアコン、和だんす、室内用すべり台、歩行器、ベビー用食器、ウサギの飼育セット、三脚鏡

もとめます 山手幼稚園・山手保育園制服と体操服、冷蔵庫、カラオケ器械、ファクシミリ、耕運機、エアコン、ピアノ、ジュニアシート、女児ベビー服、自転車、一輪車、ベッド、学生服上下、学生カバン、工作セット、雛人形(ケース入り)

その他 ① 当事者同士での話し合いとなります ② 電気用品は、電気用品安全法の施行により、原則として無料で譲渡をしてください

申込先・問い合わせ まちづくり支援室生活安全係(☎92-8249)

わが家の耐震診断

安全性が危惧される古い基準で建てられた木造住宅の耐震診断を受ける人に、その費用の一部を補助します。
対象となる建物 市内の民間住宅で昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住

宅(半分以上が住宅用)で、木造2階建以下の在来軸組工法のもの
補助金額 1棟あたり2万8000円まで

募集件数 10棟(先着順)
申込開始日 7月3日(月)

申込方法 申請書と添付図書を提出

その他 耐震診断とは、地震に対する建築物の安全性を評価することをいいます。岡山県木造住宅耐震診断員(建築士)が一般診断を行います

問い合わせ 都市計画課建築指導係(☎92-8289)

国民年金保険料の免除

国民年金の一部納付制度
7月から国民年金保険料の免除申請が4段階になります。申請をして承認されると保険料の一部が減免され、残りの保険料を納付します。ただし、全額免除または一部納付をした期間は、全額納めた場合と比べて老後に受け取る年金(老齢基礎年金)が減額されます。

一部納付額の保険料も納め忘れると「未納期間」になります。

平成18年度分の保険料と追納がない場合の老後に受け取る年金の額(予定)は右の表のとおりです。

国民年金保険料の免除額

免除段階	保険料の月額	老齢基礎年金の受給額
全額免除	—	全額納めた場合の3分の1
4分の1納付	3470円	全額納めた場合の2分の1
半額納付	6930円	全額納めた場合の3分の2
4分の3納付	10400円	全額納めた場合の6分の5

す。また、免除を受けた期間は10年以内であれば後から納めること(追納)ができ、老後の年金を満額に近づけることができます。ただし、保険料は承認された年度から2年を過ぎると加算額が上乘せされます。

若年者の納付猶予制度

30歳未満の所得の低い人は、申請して承認されると保険料の納付を後払いにできます。国民年金保険料の免除は、原則として毎年7月に申請が

必要です。申請時に継続申請を希望し、全額免除、納付猶予が承認されると、翌年は本人の申請が不要になります。(一部例外あり)

申請先・問い合わせ 健康づくり課保険年金係(☎92-8257)、倉敷東社会保険事務所(☎086-6153)

児童手当の申請

児童手当の支給対象が小学校3年生修了までから小学校6年生修了までに拡大し、所得制限も引き上げられました。対象者には5月下旬までに申請書を送付しています。

今まで児童手当を受け取っていた人

申請書類 現況届(6月1日現在の状況)と児童手当額改定請求書・届(小学校5・6年生の児童がいる人のみ)
現況届を提出していない場合は、支給資格があっても6月分以降の手当を受けることができません。また、次のような場合は届出をしてください。届出が遅れたために受け取りすぎた手当は返還していただきます。① 転出・出生・

死亡・氏名変更があったとき
② 婚姻・離婚などにより、養育者が変わったとき
③ 公務員になったとき
④ 退職などにより被用者年金の資格を喪失したとき

今まで児童手当を受け取っていない人
制度が改正されたため、新たに手当を受給できる場合があります。

申請書類 児童手当認定請求書

その他 ① 所得制限がありますので申請者全員が受給できるとは限りません ② 転入者などは手続きが異なることがあります

申請期限 6月30日(金)

申請先 こども課、各支所

その他 公務員は職場での手続きとなります

問い合わせ こども課子育て支援係(☎92-8268)

ひとり親家庭等の医療費の助成

対象 ① 18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親と児童 ② 父母のいない18

歳未満の児童とその児童を養育している配偶者のない女子など
※父母または養育者に所得税が課税されていない人に限る

問い合わせ こども課子育て支援係(☎92-8268)

重度心身障害者の医療費の助成

対象 ① 身体障害者手帳1・2級を持つている人 ② 重度の知的障害者と判定された人 ③ 身体障害者手帳3級を持つている人で、中度の知的障害者と判定された人
※社会保険に加入している人は所得制限があります

問い合わせ 福祉課長寿・障がい係(☎92-8269)

医療費受給資格の更新は6月中旬

ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費受給資格の更新が必要な人には、申請書を送付しています。保険証、印鑑、障がい者の人は障害者手帳を持参して手続きをしてください。6月中に手続きをしないと7月以降受給できなく

計量器(はかり)の定期検査の日時・場所

月日(曜)	時間	場所
7月3日(月)	10:00~12:00 13:30~15:00	昭和外出張所 北出張所
7月4日(火)	10:00~12:00 13:30~15:00	清音公民館 西公民館
7月5日(水)	10:00~12:00 13:30~15:00	東公民館 山手公民館
7月6日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	市役所西庁舎南側
7月7日(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	〃

計量器(はかり)の定期検査

計量器(はかり)の定期検査を左の表のとおり実施します。取引、証明に使用する計量器を持つている人は、最寄りの場所で検査を受けてください。なお、出荷時に農協などで再計量を受けるものは、任意検査です。

問い合わせ 商工観光課

(☎92-8276)

国民宿舎サンロード吉備路が臨時休業

国民宿舎サンロード吉備路が、施設の総合メンテナンスのため臨時休業します。また、吉備路観光案内センターとサン直広場ええとこそうじやも、同期間は休業します。

休業期間 6月19日(月)午前10時から23日(金)午前11時まで

問い合わせ 商工観光課(☎92-8277)



環境を考える集い

日時 6月3日(土)、午後1時30分から3時30分まで

場所 市民会館

内容 C.Wニコル氏による講演「森を育むもの」、池田小学校・池上宗一郎教諭による研究発表、パネル展示、フリーマーケット、おもちゃの病院など

問い合わせ 環境課ごみ対策係(☎92-8338)